

## 琴浦町事業承継・引継ぎ啓発事業委託業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

本町は、鳥取県内の町村の中で最も多くの事業所数、従業者数、製造品出荷額等を有し、食料品や電子部品の製造業、建設業、卸売業・小売業及びサービス業等の多様な会社、個人事業主が事業活動を行っている。しかしながら、町内事業所数は減少傾向が続いており、鳥取県が令和3年に実施した調査結果によれば、10年後に事業を継続していると予想する企業の割合は63.8%に留まっており、後継者がいないこと等が主な理由となっている。また、町内経営者の平均年齢は62.2歳であり、このままの状況が続けば、経営者の高齢化に伴い後継者不在のまま廃業する会社、個人事業主が増加する可能性がある。人口減少に伴う親族内の後継者不足から、社外の第三者への事業承継が選択肢になり得るが、動機付けや事前の準備の必要性の認識不足が課題となっている。

一方、起業の観点からは、事業承継はゼロからのスタートと比べ、すでにある経営資源を活用することができ、さらに安定した事業を引き継ぐのであれば、起業のリスクを低減できるメリットがあるが、町内において現状、事業承継して起業する者は少ない。

そこで、主に親族、従業員以外の社外の第三者への事業承継の意識啓発を行い、町内中小企業及び小規模企業の事業承継・引継ぎに向けた行動を促すことにより、経営資源を引き継ぎやすい環境の構築、ひいては町内産業の持続化及び活性化に繋げることを目的とする。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務の名称

琴浦町事業承継・引継ぎ啓発事業委託業務

#### (2) 業務内容

別添「琴浦町事業承継・引継ぎ啓発事業委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりにする。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和5年12月28日（木）まで

#### (4) 予算額

1,488,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、参加事業者が契約締結時までに当該参加資格要件を有しなくなった場合、または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

(1) 令和5・6年度琴浦町競争入札参加資格申請において、「大分類：49その他の委託等 小分類：その他」で申請を行い受理された者であること。ただし、当該資格申請を受理されていない者であっても、本プロポーザルの参加表明書提出期限までに受理されればよい。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本町

- から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。
- (3) 本町が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止、その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
  - (4) 企画提案書の提出期限において、本町及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く）。
  - (6) 宗教活動及び政治活動を目的としない者であること。
  - (7) 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者または禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団または暴力団もしくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

#### 4 実施要領等の交付

琴浦町事業承継・引継ぎ啓発事業委託業務プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）を、令和5年4月21日（金）から同年5月8日（月）までにインターネットの琴浦町商工観光課ホームページ(<https://www.town.kotoura.tottori.jp/soshiki/syoukoukankou/>)から入手すること。

#### 5 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次のとおり参加表明を行うものとする。

##### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 法人概要書（別紙）

##### (2) 提出期限、提出場所及び提出方法

###### ア 提出期限

令和5年5月8日（月）午後5時15分まで

###### イ 提出場所

14の場所

###### ウ 提出部数

1部

###### エ 提出方法

持参又は送付の方法による（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）。

なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。また、送付の場合は、書留郵

便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

オ その他

参加表明後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに14の場所に電子メールで連絡すること。

## 6 質問の受付

### (1) 質問方法

質問がある場合は、様式第2号に質問内容を明確に記載し、令和5年5月15日（月）午後5時15分までに14の場所へ電子メールにより提出すること。送信後は電話で受信確認を行うこと。

### (2) 回答方法

質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて令和5年5月17日（水）までに随時インターネットの琴浦町商工観光課ホームページ（<https://www.town.kotoura.tottori.jp/soshiki/syoukoukankou/>）に掲載する。電子メール以外での方法による質問については回答しない。

## 7 企画提案書等の作成、提出

企画提案書等は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

### (1) 企画提案に必要な書類

- ア 企画提案書（様式第3号）
- イ 見積書（様式任意）

### (2) 企画提案書の内容

- ア 企画提案書は仕様書の2、4（1）及び評価要領の4に記載する内容を必ず記載すること。また、想定する開催回数、開催方法、回ごとの内容（テーマ）、講師、運営上の工夫等を記載すること。
- イ 企画提案書では、仕様書に示す本件業務の要件を達成するための実現方法、想定される課題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。
- ウ 企画提案書に記載する内容は、見積額の範囲内で実現可能なものに限る。
- エ 予算額の範囲内で追加提案があれば提案すること。

### (3) 見積書の内容

- ア 見積書の宛名は「琴浦町長 福本 まり子」とすること。
- イ 見積書は、経費内訳（明細）が分かる内容であること。
- ウ 見積書に記載する金額は、本業務の見積額、消費税及び地方消費税の額（ただし、課税事業者に限る。）並びにこれらの額の合計額とする。

例：見積金額 金〇〇円、消費税及び地方消費税の額 金〇〇円、合計 金〇〇円

### (4) 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和5年5月22日（月）午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）

イ 提出場所

14の場所

ウ 提出書類の形式

用紙のサイズは日本産業規格A4判を原則とし、枚数は任意とする。資料の都合上、部分的にA3判を使用する場合は片袖折にして綴じこむこと。

エ 提出部数

正本1部（代表者押印のもの）、副本5部（正本の写し）

オ 提出方法

持参又は送付の方法による（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）。

なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。また、送付の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。なお、併せて郵送したことを電話連絡すること。

(5) その他留意事項

ア 追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

## 8 審査会の設置

(1) 町は、企画提案書等を審査するため、「琴浦町事業承継・引継ぎ啓発事業委託業務プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は企画提案書等を評価し、順位を決定するものとする。

(3) 審査会は3名で構成する。

(4) 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(5) 参加表明者が4者以上の場合は、書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う提案者を選抜する。

## 9 企画提案のプレゼンテーション

次により企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。詳細な日時等は参加表明書を提出した者に後日通知する。

(1) 日時

令和5年5月下旬

(2) 会場

琴浦町役場本庁舎内（鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2）

(3) 開催方法

オンラインの方法による。

(4) 持ち時間

企画提案の説明（20分）、質疑応答（15分）

(5) 使用機器等

町がテレビ会議システム（Zoom）を準備する。その他のプレゼンテーションに必要な物は提案者が準備すること。

(6) その他

情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、提案者に別途通知する。

## 10 選定方法

審査会を開催し、「琴浦町事業承継・引継ぎ啓発事業委託業務プロポーザル評価要領」に基づき、最優先交渉権者を選定する。また、最優先交渉権者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

### 11 審査結果の通知、公表

(1) 町は、審査結果を提案者全員に文書で通知するとともに、その概要をインターネットの琴浦町商工観光課ホームページ

(<https://www.town.kotoura.tottori.jp/soshiki/syoukoukankou/>) で公表する。

(2) 文書の通知内容及び公表の内容は、すべての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については最優先交渉権者のみ公表し、それ以外の者の名称は伏せる。

(3) 審査の経緯は公表しない。

(4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### 12 契約の締結

町は、最優先交渉権者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での仕様書の変更の協議も含む。

なお、事業の一部変更や修正もあり得ることから、予定価格の範囲内とするため内容の調整を行うことがある。これらの協議の後、仕様書を確定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認の上契約を締結する。協議が不調のときは、10により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。また、情勢により契約締結前に本事業が中止となった時は、契約の締結に至らない場合がある。

### 13 その他の留意事項等

(1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。

(3) 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、14の場所に速やかに

電子メールで連絡すること。

- (5) 提出された書類は、業務実施予定者の選定以外の目的には提案者に無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。

なお、本件に係る情報開示請求があった場合、琴浦町情報公開条例(平成16年9月1日条例第10号)の規定により公文書の開示の対象になるため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。

- (6) 3の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。また、次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 5(1)の参加表明書の提出が提出期限までにない者から企画提案書等が提出された場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

- (7) 本プロポーザルは、提案者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。

- (8) 最優先交渉権者に選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは委託者との契約関係を生じるものではない。

- (9) 著作権の取扱い

ア 最優先交渉権者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 最優先交渉権者に選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 委託者は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

- (10) 受託者は本件業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を守らなければならない。

- (11) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

#### 1.4 問い合わせ及び書類提出先

部署名：琴浦町役場商工観光課

住所：〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591番地2

電話番号：0858-52-1713

電子メール：syoukoukankou@town.kotoura.tottori.jp

#### 1.5 スケジュール (再掲)

	内容	日時
1	調達公告	令和5年4月21日(金)
2	質問の受付	令和5年5月15日(月)午後5時15分まで
3	質問の回答	令和5年5月17日(水)までに本町ホームページで回答
4	参加表明書の提出	令和5年5月8日(月)午後5時15分まで
5	企画提案書等の提出	令和5年5月22日(月)午後5時15分まで
6	プレゼンテーション審査	令和5年5月29日(月)以降
7	結果通知、公開	審査会開催後3営業日以内を目処に本町ホームページで公開及び文書で各提案者に通知
8	契約の締結	令和5年6月中旬